

沖縄子どもの未来県民会議への寄付について(ご案内)

沖縄子どもの未来県民会議では、子どもの学びと育ちを社会全体で支え、地域の実情に即した対策に取り組むとともに、県民の総力を結集し、沖縄の未来を創造する子どもたちが安心して暮らせるよう、皆さまからのご寄付により様々な事業を展開していくこととしております。つきましては、当県民会議の趣旨にご理解いただき、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

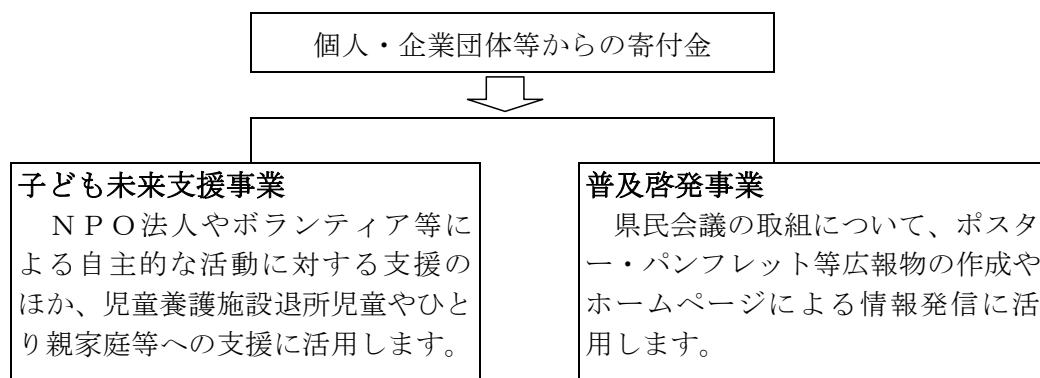
1 ご寄付の方法について

別紙の寄付申込書を事務局にご提出（FAX・E-mail 可）いただいた後に、下記の口座にお振込みをお願いいたします。また、各金融機関の窓口にてお振込みいただくと振込手数料は無料※1（郵便局除く※2）となります。

- ※1 ATMやインターネットバンキング、他行からの振込みの場合は、振込手数料が発生します。
※2 郵便局からお振込みの場合、事務局から送付する専用の振込用紙をご利用いただくことで、振込手数料が無料となります。

名義人(受取人)	コウエキシヤダンホウジンオキナワケンセイシヨウネンイクセイケンミンカイギ 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議		
	カイチヨウ 会長	アラカキ 新垣	サチコ 幸子
沖縄銀行	本店	普通預金	2 5 3 5 0 1 2
琉球銀行	本店	普通預金	1 2 1 8 0 7 0
沖縄海邦銀行	本店	普通預金	0 8 9 1 2 0 9
沖縄県農業協同組合	本店	普通預金	0 0 2 7 2 2 0
ゆうちょ銀行	振替口座		0 1 7 8 0 - 5 - 1 6 8 5 7 6

2 寄付金の使途について



3 税制上の優遇措置について

皆様（個人・法人）からの寄付金につきましては、特定公益増進法人（公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議）に対する寄付となることから、一定の要件の下に税制上の優遇措置が受けられます。詳細は以下のお問い合わせ先か、最寄りの税務署、市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。なお、寄付受領証明書につきましては、ご寄付の入金確認後に郵送いたします。

≪優遇措置の内容≫

①法人税 公益財団法人への寄附金は、損金算入の取扱に特例が適用されます。

		寄附金の種類	損金算入の取扱
法人	→	一般の寄附金	損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 ＝(資本金等の額×0.25%＋所得(注①)×2.5%)×1/4
	→	公益財団法人に対する寄附金	一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額まで損金に算入できます。 損金算入限度額 ＝(資本金等の額×0.375%＋所得(注①)×6.25%)×1/2

(注①) 当期の寄附金支出前所得

②所得税 公益財団法人への寄附金の一部が所得控除の対象となります。

		寄附金の種類	所得控除の取扱
個人	→	一般の寄附金	できません。
	→	公益財団法人に対する寄附金	所得控除額＝ 左記の寄附金額の合計額(注②)－2千円

(注②) ただし、控除前所得額の40/100を限度。

4 お問い合わせ先

沖縄子どもの未来県民会議事務局

○寄付のお振込みに関するお問合せ

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議 担当 原澤

TEL:098-861-3463 FAX:098-861-3473 E-mail:nobinobi@mco.ne.jp

○寄付全般に関するお問合せ

沖縄県子ども未来政策課 担当 日置、金城

TEL:098-866-2100 FAX:098-868-2402 E-mail:aa031607@pref.okinawa.lg.jp



沖縄
子どもの未来
県民会議

詳しくは を検索

沖縄子どもの未来県民会議 寄付趣意書

沖縄県で実施した平成27年度「子どもの貧困実態調査」において、沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の1.8倍、子ども3人に1人が貧困状態で暮らしていることや日常的な食料品を買えなかった経験がある貧困世帯が多いことなど、子育て家庭の厳しい生活の現状が明らかとなりました。

その背景には、近年、我が国において、厳しい経済情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の不足、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。

これらに加え、沖縄県においては、産業振興の遅れや失業率が高水準で推移してきたこと、一人あたりの県民所得が全国最下位であること、また、ひとり親世帯の出現率が高いこと等が影響していると考えております。

子どもの貧困は、単に経済的な困難だけでなく、子どもの生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子どもの心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要です。

このような中で、沖縄県では、平成28年3月、沖縄県の子どもの貧困の実態を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の基本方向を定める「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定しました。

子どもの貧困の問題を解消するためには、個々の子どもが抱える問題を受け止め、つながる仕組みを構築し、子どもを授かってから社会人として自立するまでライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行う必要があります。

そのためには、子どもの学びと育ちを社会全体で支え、地域の実情に即した対策に取り組むとともに、県民の総力を結集し、沖縄の未来を創造する子どもたちが安心して暮らせるよう、子どもの貧困対策を県民運動として展開する必要があることから、平成28年6月17日に「沖縄子どもの未来県民会議」を立ち上げました。

当県民会議では、社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、県民一体となって子どもの貧困を解消するための各種事業に取り組んでまいります。

つきましては、上記の趣旨にご賛同いただき、当県民会議への寄付に対して、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月17日

沖縄子どもの未来県民会議会長
沖縄県知事 翁長 雄志

寄付申込書

平成 年 月 日

沖縄子どもの未来県民会議

会長 翁長 雄志 あて

〔事務局：沖縄県子ども未来政策課、（公社）沖縄県青少年育成県民会議〕

私は、沖縄子どもの未来県民会議の趣旨に賛同し、次のとおり寄付します。

金 円也

住 所 〒

氏 名

又は

法 人

団 体 名

連 絡 先

※ 県ホームページ等への団体名（氏名）掲載についてお知らせください。

掲載可 掲載しない

<お問合せ・送付先>

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄子どもの未来県民会議事務局 担当：日置、金城

（沖縄県子ども生活福祉部子ども未来政策課内）

TEL：098-866-2100 FAX：098-868-2402 E-mail：aa031607@pref.okinawa.lg.jp